

役員等報酬規程

社会福祉法人 ひかり会

ひかりこども園

社会福祉法人 ひかり会 ひかりこども園 役員等報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ひかり会（以下「当法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第 2 条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人業務を行う場合、社会福祉法人ひかり会役員費用弁償規程に基づき支給する。

(改 廃)

第 4 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から実施する。